

秦野精華園家族会 会則

第一章 名 称

- 第 1 条 この会は秦野精華園家族会と称する。
- 第 2 条 この会の事務局は秦野精華園内に置く。

第二章 目的及び事業

- 第 3 条 この会は家族と職員が協力して秦野精華園、希望の丘はだの施設利用者の生活環境の整備を図ると共にその総力を結集して、施設利用者の健全な生活と会員相互の親睦、地域社会の福祉の向上を図ることを目的とする。
- 第 4 条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 1 本園の施設利用者の心身がより健康でより豊かな人になるよう家族として施設利用者の支援に必要な研修に努める。
 - 2 家族と園との緊密な連携により施設利用者の健全な育成を目指し協力する。
 - 3 本園利用者のより良い生活環境の維持・改善に関し状況に応じて地域社会と協力する。
 - 4 本会会員としての誇りを持ち、本会発展のための諸事業を行う。
 - 5 会員相互の研鑽と親睦を図るための事業を行う。
 - 6 その他、必要に応じて適宜適切な事業を行う。

第三章 方 針

- 第 5 条 この会の方針は、次のとおりとする。
- 1 本園の施設利用者の豊かな園生活達成を本旨とする民主的団体とし自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配・統制・干渉も受けない。
 - 2 施設利用者の福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
 - 3 特定の政党や宗教に偏ることなく、また、営利のみを目途とするような行為は行わない。
 - 4 この会、またはこの会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
 - 5 園人事、その他運営には干渉しない。

第四章 会 員

- 第 6 条 この会は次の会員を持って組織する。
- 1 普通会員 本園並びに本園に連なる家族。
 - 2 賛助会員 普通会員以外で、この会の趣旨に賛同していただける人。
- 第 7 条 普通会員は、すべて平等の権利と義務を有する。
- 第 8 条 普通会員は、上部団体の会員になる。

第五章 機 関

- 第 9 条 この会は次の機関が置かれる。
- 1 本部役員会 本部役員により構成され、会長が必要と認めた場合招し開かれる
 - 2 定例会 全普通会員並びに本部役員により構成された月例会が開催される。
 - 3 実行委員会 本部役員で、必要と認められた場合、臨時に設置される。
- 第 10 条 本部役員は、次の事業部を兼務する。
- 1 研修部 会員の親睦・研修を深める活動を行う。
 - 2 広報部 会員に対して必要に応じて意見の交換並びに広報に努める。
 - 3 厚生部 園行事を盛り立て、会員相互の親交を深めこの会への臨時収入を図る。

第六章 役 員

- 第 11 条 この会の事業遂行のため、次の役員を置く。
- 1 本部役員は各課（支援1課、支援2課、支援課、チャレンジセンター、伊勢原市西部地区生活介護事業所ひびた、秦野市障害者日中サービスセンターひまわり）より2～3名ずつ選出し、会長1名、副会長2名、会計2名、幹事若干名とする。
 - 2 顧問1名及び監事2名は、役員会の推薦により会長が委嘱することができる。
 - 3 監事は家族会の収支を監査する。
本部役員は他の役員、会計監査を兼ねることはできない。

第 12 条 本部役員は本部役員会で決定されたこと並びに定例会で決議された事項を執行することに努める。

第 13 条 役員の任務

1 会長は会を代表し、総会、役員会、定例会を招集し会議を統括し責任を持つ。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその期間職務を代行する。

3 会計はこの会の一切の会計事務を処理し、総会で承認された予算に基づいて会計事務を執り行い、会計監査委員会の監査を経て決算を報告する。

4 会計監査は会の会計処理について監査し、必要に応じて臨時会計監査を行うことが出来る。

5 広報部を担当する役員は総会、本部役員会、定例会の招集案内をする。

第 14 条 本部役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。役員に欠員が生じた場合の補充役員の任期は、前任者の残留期間とする。
但し、会長の認める場合は、限らずとする。

第 15 条 本部役員は、総会で承認されることを原則とする。

第七章 経 理

第 16 条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第 17 条 この会に要する経費は、会費、事業収入、寄付金及びその他の収入によって支弁される。但し、この会の目的達成に必要な場合は、特別会計を設けることが出来る。

第 18 条 普通会员は会費として一ヶ月2,000円を納めなければならない。
但し、事情により会長は、役員会決定によりこれを減免することができる。

第 19 条 会費の納入は原則的には定例会の日に会計担当者が対応する。

第 20 条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。

第 21 条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

第八章 総 会

第 22 条 総会は、この会の最高決議機関である。

第 23 条 この会の定期総会は、毎年年度始めに開かれる。必要に応じて臨時総会を招集することができる。総会の定足数は全会員の2分の1以上とする。議事は出席者の過半数をもって決する。但し、**可否**同数の場合は議長の1票をもって決する。

- 第 24 条 臨時総会は会員の 3 分の 1 以上の出席を要する。
- 第 25 条 総会に付議する事項は、おおむね次の通りとする。
- 1 会則の制定、改廃に関する事
 - 2 事業計画及び予算に関する事
 - 3 事業報告及び決算に関する事
 - 4 役員任免に関する事
 - 5 その他

第九章 会則の改正

- 第 26 条 この会則を改正する場合は、役員会の承認を得て総会において過半数の賛成を必要とする。

第十章 細 則

- 第 27 条 この会の細則は役員会の承認を得て会長が制定する。

第十一章 附 則

- 第 28 条 この会則は平成 3 年 4 月 1 日（秦野精華園家族会会則）より施行する。
- 第 29 条 この会の運営に関しては別に細則を定める。
- 第 30 条 この会則は令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

細 則

- 1 会費徴収については、毎月 15 日を基準とする。施設利用の開始が 15 日以前の場合は当月分より納入し、16 日以降の場合は翌月分より納入する。施設の退所が 15 日以前の場合も当月分を納入する。
- 2 慶弔規定については、結婚、見舞い、餞別、入院、死亡等について別添のとおりとする。
- 3 旅費規程については、原則的にはこの会の事業遂行のために要した実費を支払うこととする。

改訂歴

平成 3年 6月15日改訂
平成 5年 5月22日一部改訂
平成 7年 5月20日一部改訂
平成10年 5月23日一部改訂
平成20年 4月26日一部改訂
平成21年 4月25日名称改訂
令和 2年 4月18日一部改訂

慶弔金に関する内規 (細則2 別添)

	家 族	利 用 者	職 員
結婚祝い		10,000 円	5,000 円
出産祝い		5,000 円	3,000 円
病気見舞い (但し3週間以上の入院)		5,000 円	5,000 円
退職 餞別 (園)			3,000 円
弔慰	10,000 円	10,000 円 生花 別途	10,000 円 生花 別途

※ その他、関係者・関係団体の慶弔及び特別の事情により上記の規定によりがたい場合に関しては、その都度会長・副会長で協議し、金額を定め役員会に報告する。